

ブロック塀等の安全確保対策について

- 今後のブロック塀等の安全確保対策としては、これまでに講じた所有者等への啓発・注意喚起に加え、耐震改修促進法の枠組みを活用した継続的な取組を行っていく。

対策1

○ まずは安全性チェックを行うとともに、除却・改修について徹底的な普及啓発を実施

- ・ 国の防災週間の取組として、建築物防災週間をはじめとする機会をとらえ、ブロック塀の点検のチェックポイント(H30.6.21公表)を周知徹底
- ・ 地方公共団体における取組事例の共有

対策2

○ 耐震改修促進法の枠組みを活用し、ブロック塀について建物本体と同様に耐震診断・改修を促進

- ・ 一定の高さ・長さを有する塀について、地方公共団体が指定する避難路沿道の建築物と同様に、耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁において診断結果を公表する（改正政令についてH30.11.30公布、H31.1.1施行）(2都府1市において適用(東京都(R2.4.1開始、R4.3.31報告期限)、大阪府(R2.3.25開始、R4.9.30報告期限)、大阪府茨木市(R2.3.27開始、R4.9.30報告期限))
- ・ 地方公共団体の取組状況について定期的に調査・公表し、取組みを促進

対策3

○ 現行基準に適合しない塀の除却・改修について、防災・安全交付金等の基幹事業として支援(H30年度第2次補正予算～)

＜従前の支援内容＞

防災・安全交付金等の効果促進事業により支援
(全体事業費の2割以内目途。撤去費等を国と地方で支援)
※躯体の耐震改修等基幹事業を別途実施することが前提



＜H30年度第2次補正予算～＞

防災・安全交付金等の基幹事業として支援
(塀単独でも支援可能。撤去費等を国と地方で支援)

- 行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路の安全点検等、地域の安全確保のための総合的な取組への支援(H30年度第2次補正予算～)

対策4

- パトロールや報告徴収等により違反を発見した場合には、厳正に対処

ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

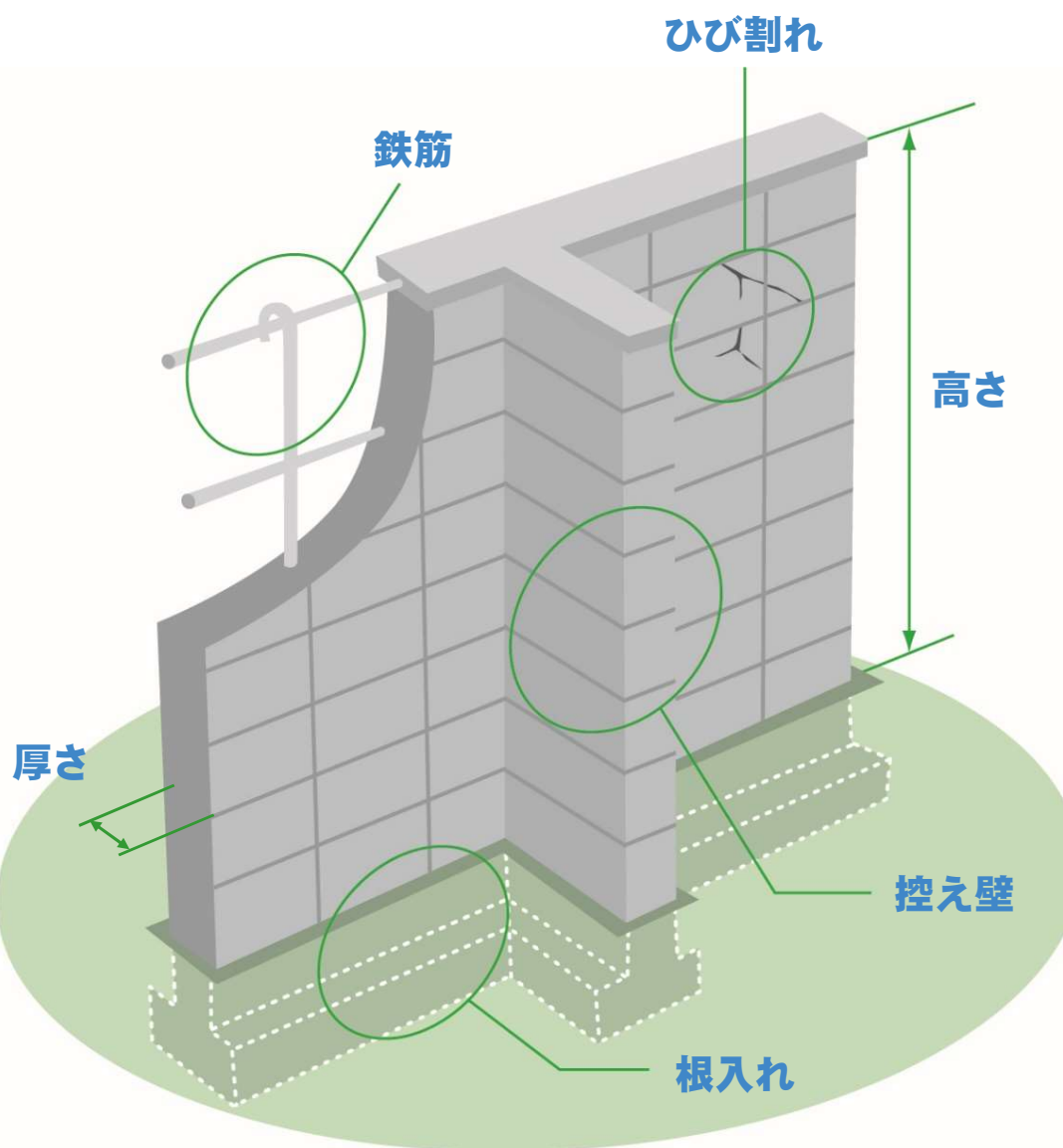
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



ブロック塀等の耐震診断義務付け対象化(要安全確認計画記載建築物への追加)

要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が
避難路を指定

<対象建築物>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある建築物
(高さ6mを超えるもの※)(右図参照)
- ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。 ※過大な規制とならないよう、通常の戸建て住宅等を対象外とする観点から設定

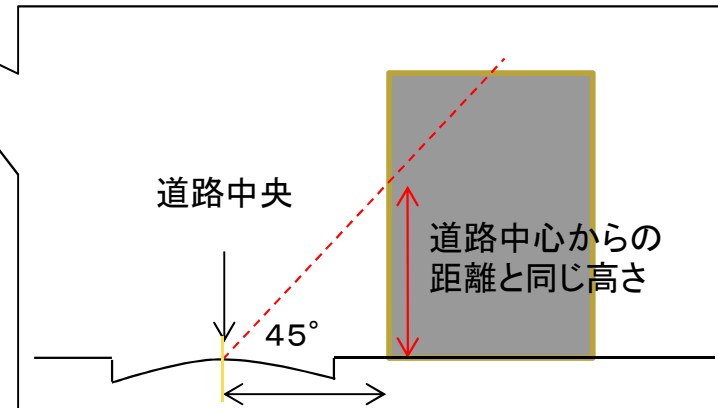
ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

<対象建築物>

- ・庁舎、病院、避難所となる体育館など
(避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能)

耐震診断結果の報告期限：
地方公共団体が定める日まで



対象の追加

○ 建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象とする。(耐震改修促進法施行令等の改正)

(公布:平成30年11月30日、施行:平成31年1月1日)

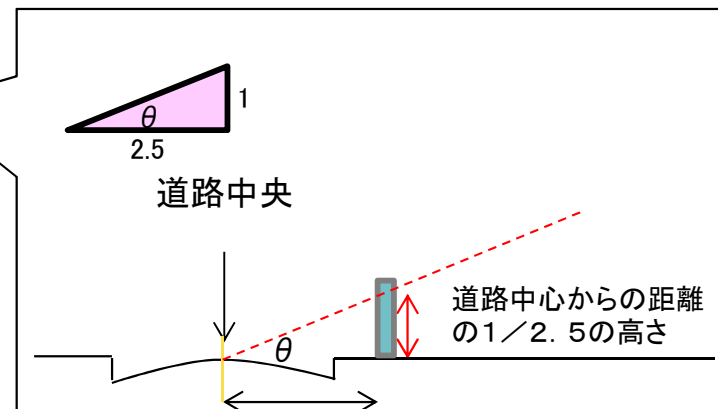
<対象となる塀>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造※の塀 (※補強コンクリートブロック造を含む)
(前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのもの【0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】)
- ・過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀
(小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの)

<対象とする効果>

- ・地方公共団体が定める期限までに診断対象を報告することが義務付けられ、同一期限の塀ごとに地方公共団体が結果を公表。
- ・避難路沿いの塀の義務付け状況に関し、国土交通省ホームページで定期的に状況を公開。

耐震診断義務付け対象となる塀のイメージ



ブロック塀等の耐震診断義務付け概要

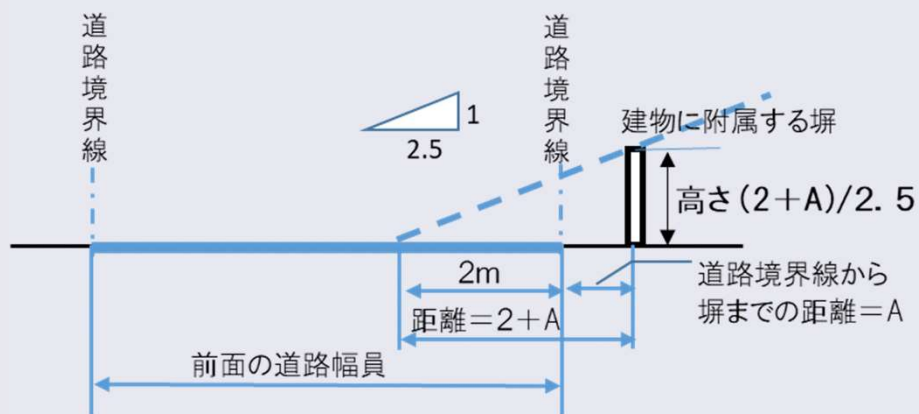
大阪府

開始日	令和2年3月25日
報告期限	令和4年9月30日

対象となるブロック塀等

建物に付属するブロック塀等のうち、以下の2つを満たすもの

- 高さ: $(2+A) / 2.5$ m 超
(Aは道路境界から塀までの距離)
- 長さ: 8 m 超



対象路線

優先して耐震化に取り組む路線として耐震診断を義務付ける路線
(耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する路線で同法施行令第4条第1号及び第2号に規定する建築物の耐震診断が義務となる道路)

- ★ 基幹的広域防災拠点
- 広域防災拠点
- 後方支援活動拠点
- 主要な鉄道折り返し駅



ブロック塀等の耐震診断義務付け概要

大阪府茨木市

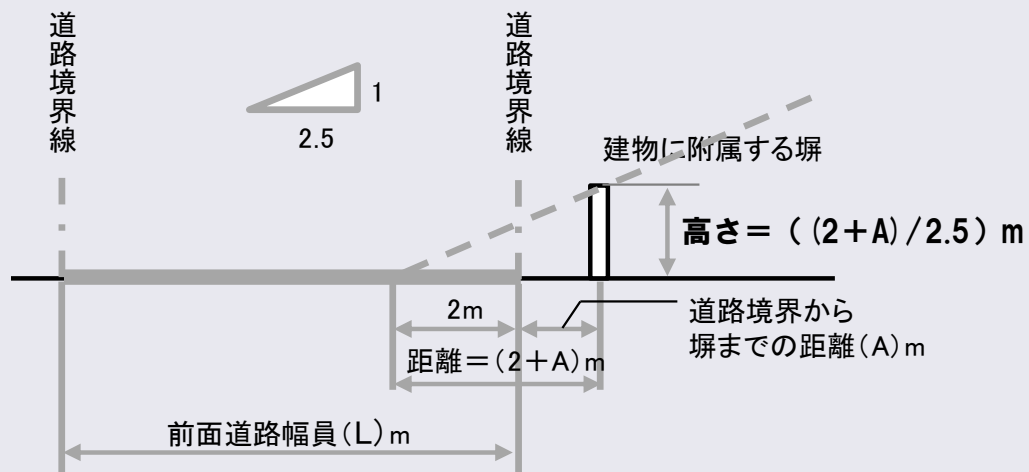
開始日 令和2年3月27日

報告期限 令和4年9月30日

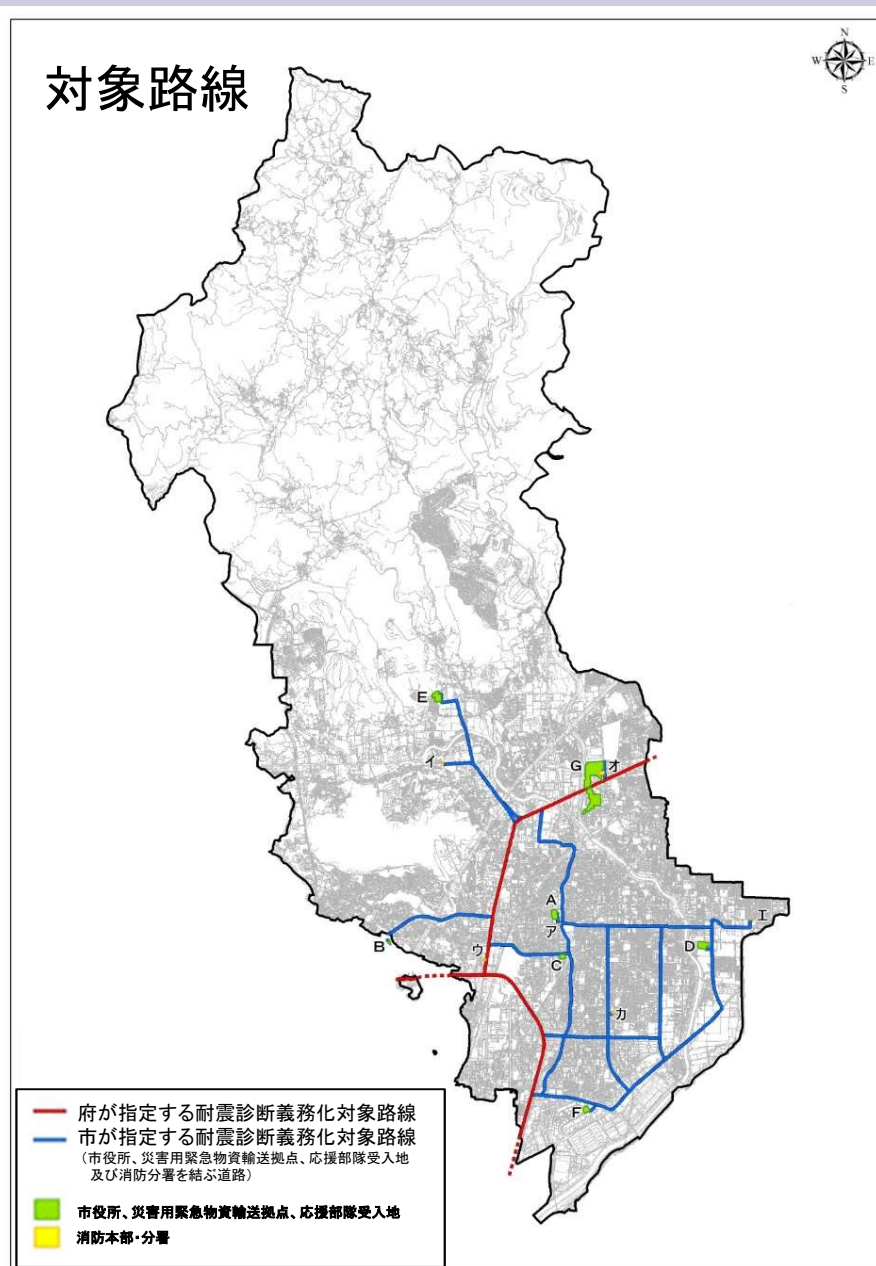
対象となるブロック塀等

建物に付属するブロック塀等のうち、以下の2つを満たすもの

- 高さ: $0.8 + (A / 2.5)$ m 超
(Aは道路境界から塀までの距離)
- 長さ: 8 m 超



対象路線



ブロック塀等の耐震診断義務付け概要

東京都

開始日	令和2年4月1日
報告期限	令和4年3月31日

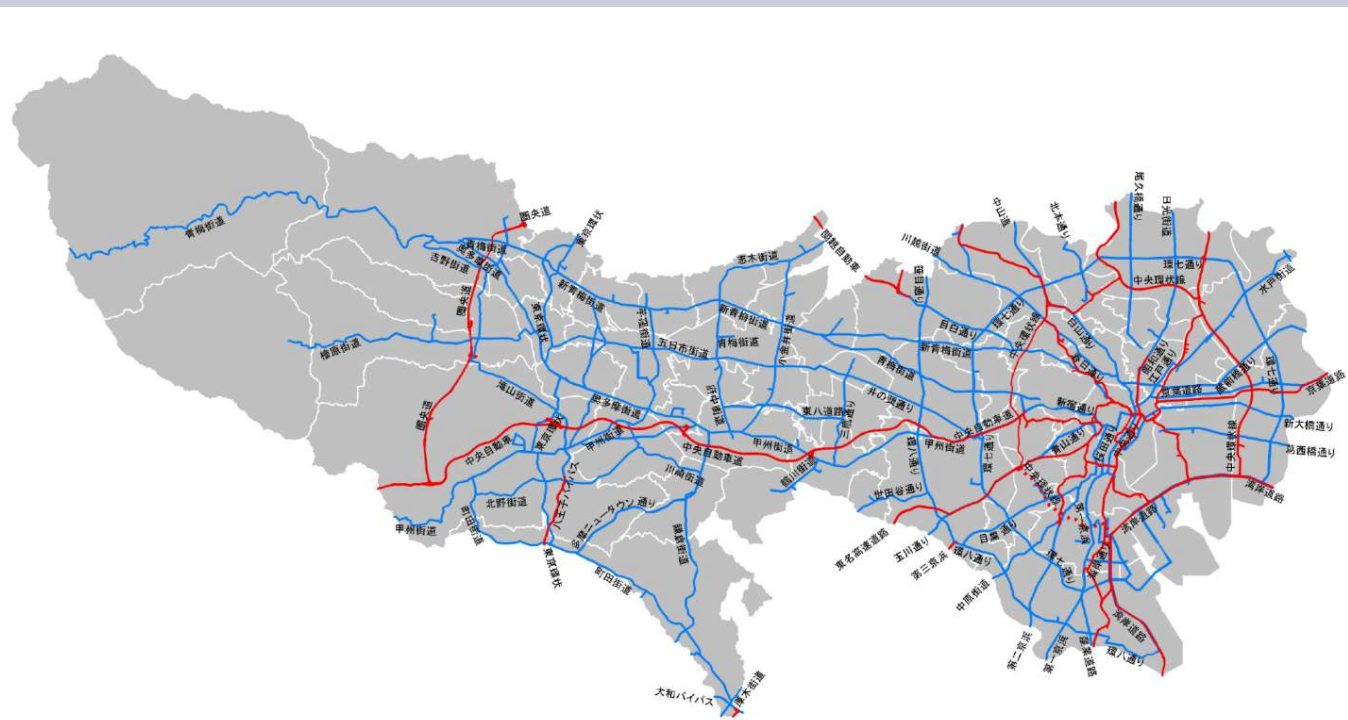
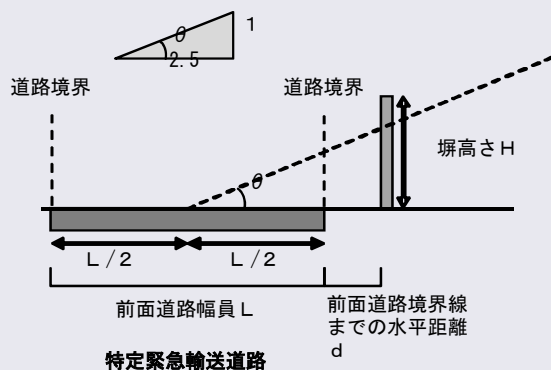
対象路線

対象となるブロック塀等

- ・長さが8mを超える塀
- ・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超える塀

$$H > \frac{L}{2} + d$$

のとき、高さ要件に該当



特定緊急輸送道路(耐震診断義務付け対象路線)

- 高速道路
- 高速道路以外

ブロック塀等の安全確保の促進

平成30年大阪北部地震による被害

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生。



ブロック塀等の安全確保対策

○塀の所有者等に向けたチェックポイントを公表、建築士関係団体等へ協力要請等

○耐震診断の義務付けを可能とするため、耐震改修促進法施行令を改正

○ブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度を創設



住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金等 基幹事業)

ブロック塀等の安全確保事業

【交付対象事業】

地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画で位置付けた避難路（通学路を含む）沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等

【交付対象地域】

ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知（パンフレット等の資料配布や広報誌への掲載等）を実施している地域

【交付率】

耐震診断 国1/3、地方1/3、民間1/3

除却、改修等 国1/3、地方1/3、民間1/3

※一定の条件を満たすブロック塀等について地方公共団体が耐震診断を義務付けた場合、耐震診断は国1/2、地方1/2、除却、改修等は国2/5、地方2/5、民間1/5

【交付対象限度額】

80,000円/m（耐震診断、除却、改修等の事業費総額）

点検の
チェック
ポイント

ひび割れ

鉄筋

高さ

厚さ

控え壁

根入れ

あわせて、地域の安全確保のためのモデル事業も実施し、先進的な取組について、国土交通省ホームページで定期的に公開

ブロック塀等の安全対策に係る補助制度の整備状況 (令和2年4月1日現在)

都道府県名	ブロック塀等の安全対策に係る補助制度の整備状況 (補助が受けられる市区町村数及び割合)		都道府県名	ブロック塀等の安全対策に係る補助制度の整備状況 (補助が受けられる市区町村数及び割合)	
	市区町村数	市区町村数 割合		市区町村数	市区町村数 割合
北海道	179	4 2%	滋賀県	19	17 89%
青森県	40	3 8%	京都府	26	12 46%
岩手県	33	5 15%	大阪府	43	40 93%
宮城県	35	34 97%	兵庫県	41	10 24%
秋田県	25	6 24%	奈良県	39	25 64%
山形県	35	21 60%	和歌山県	30	24 80%
福島県	59	10 17%	鳥取県	19	17 89%
茨城県	44	11 25%	島根県	19	10 53%
栃木県	25	12 48%	岡山県	27	5 19%
群馬県	35	9 26%	広島県	23	12 52%
埼玉県	63	33 52%	山口県	19	9 47%
千葉県	54	35 65%	徳島県	24	23 96%
東京都	62	53 85%	香川県	17	17 100%
神奈川県	33	27 82%	愛媛県	20	20 100%
新潟県	30	11 37%	高知県	34	32 94%
富山県	15	1 7%	福岡県	60	58 97%
石川県	19	18 95%	佐賀県	20	7 35%
福井県	17	6 35%	長崎県	21	5 24%
山梨県	27	21 78%	熊本県	45	37 82%
長野県	77	37 48%	大分県	18	18 100%
岐阜県	42	32 76%	宮崎県	26	19 73%
静岡県	35	34 97%	鹿児島県	43	6 14%
愛知県	54	50 93%	沖縄県	41	1 2%
三重県	29	18 62%	合計	1741	915 53%

= 都道府県が市区町村と協調補助を実施 (28都府県)
※市区町村数に都道府県数は含まない

H30年度及びR1年度に地方公共団体が民間所有のブロック塀等の安全対策に支援した件数：約2万4千件